

意見検討結果一覧表

（案名： 第5次カモシカ管理計画 ）

番号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	<p>《本文全体》に対する意見</p> <p>この本文の文章ではカモシカが《保護すべき》なのかそれとも《駆除すべき》なのか読者には明確に伝わってこない。この不明確な印象が本文最後の 23 ページまで付きまとい、理解をかなり困難にしている。まして、《シカとの違い》を読む者に明確に理解させることはこの本文ではできていない、と言わざるを得ない。現在の「読解力低下」が叫ばれる時代では、本文の 1 行目に《カモシカは現時点では害獣である》と明確に定義し、さらにシカとの違いを明確に説明する努力が致命的に求められる。「わかるはずだ」という前提で本文をつくらないでほしい。「本文に書いてある。読んでわからないのか」と問われれば「分からない」と現時点では答えざるを得ない。</p>	<p>本文 1 ページに記載しているとおり、カモシカは国指定の天然記念物であり、保護すべきである一方、人に対する影響が著しく、有識者の意見を伺ったうえでやむを得ないと判断された場合に限り、本文 17 ページ以降に記載のとおり、所定の手続きを経て捕獲を行うこととしているもので、保護すべきか捕獲すべきかは、状況に応じて判断されるものです。</p> <p>なお、シカとの違いについては、主な被害防除対策がカモシカと同様であることから、一体的な防除対策は可能と考えられます。</p> <p>また、本計画を適切に推進するため、普及啓発に努めることとしておりますので、御意見については今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	D（参考）
2	<p>6 ページ 図 3 カモシカ保護地域について</p> <p>地図上で塗られていない盛岡市内に限定しても、高松、上田、緑が丘といった住宅地や通学路にも既にカモシカが目撃、撮影されており、またカモシカの性質、人間と遭遇しても逃げることなく時に突進を行うことを考えると、こうした地域でも対策を講じる必要があると考える。</p>	<p>6 ページの図 3 カモシカ保護地域は、カモシカを将来的には地域を定めた天然記念物として保護するために設定された地域であり、保護地域以外では必要な場合はカモシカの捕獲が認められております。</p> <p>なお、近年増加する市街地周辺への鳥獣の出没に対応については、第 13 次鳥獣管理事業計画において麻酔銃猟や民間団体等の活用を検討することとしております。</p>	C（趣旨同一）

3	シカとの衝突事案が相次ぐ山田線沿線においても、カモシカが線路上を移動している姿や、沿線沿い民有林の再生林の食害もあるため、ここは JR とも共同で監視やシカ害の対処を講じる必要を提言したい。	カモシカに対する被害防除対策は、市町村において補助事業を活用し、忌避剤の塗布及び防護柵の設置を中心に行われているところです。 引き続き、市町村や関係機関とともに被害防除の取組を進めることとしており、御意見については今後の取組の参考とさせていただきます。	D（参考）
---	---	---	-------

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。